

第4回中小企業における個人保証等の在り方研究会

事業者(債務者)からみた個人保証制度について

平成25年2月20日

全国中小企業団体中央会

副会長、金融専門委員長 内池 浩

## 個人保証の契約時における意見

### 【現状・問題点】

- 経営規律や他の債務者に対するモラルハザード等から当然に代表者は保証するものという考え方があり、個人保証は商慣習になっていることから、借入時点では個人保証を求められることが一般的になっている。
- 個人保証をすることによって金利や担保が軽減されるのであれば保証を入れたほうが良いと言う声もある。
- 一方で、財務内容が良好、不動産担保が十分等を理由に個人保証を求めないという貸手側のスタンスは感じられない。停止条件付保証契約についても活用が限定的な状態。

### 【意見】

- 「一律に個人保証する」という慣習を改め、企業の実態、要望にあわせた柔軟な対応が必要であり、貸手側がメニューを提示して借手側に個人保証をするかしないか選択できる融資手法があってもいいのではないか。

ただし、情報開示を行う等コミュニケーションはしっかりとり、貸手側と借手側の信頼関係の構築は前提条件となる。

## 個人保証の契約後(再生局面)における意見

### 【現状・問題点】

○保証人に対して保証債務をどこまで履行するか基準がなく、複数債権者のあいだで保証履行や残債免除のスタンスが異なり調整の円滑化が図れていない。

○事業再生する場合は経営者の存続が実効性に資することも多いと言われているにもかかわらず「私的整理ガイドライン」では「債権放棄を受ける企業の経営者は退任することを原則」としており再生を妨げている。

### 【意見】

○複数債権者間で保証債務や残債免除を調整する場を制度的に構築する必要があるのではないか。

○経営者の再建に対するインセンティブを確保し、同時に貸手の善管注意義務、無税償却、モラルハザード等の問題をクリアできるような公的ガイドラインを整備する必要があるのではないか。

○貸手も闇雲に保証履行を求めるのではなく、破綻に至った経緯、経営者の資質、将来的な回収財源の期待等様々な観点から総合的に判断し、個別事案に応じた対応を選択することがあってもよいのではないか。 例え ば ・ 第三者機関を設置する。

- ・ 法人と個人保証債務の一体処理を積極的に認める
- ・ 調停制度の活用を図る 等

○私的整理ガイドラインでは原則、経営者の交代が求められているが、地方において特に中小零細企業では外部からの人材確保は困難であるので、経営者が退任せず事業再生に携われるような基準を定めることも必要であると思われる。(現行の私的整理ガイドラインの見直しの検討)

## 事例紹介～会員から寄せられた事例

### 事例①～金型業界全体に影響

●事業をやめたいと思っても、個人保証があることによって個人資産の全てを失ってしまうことからやめるタイミングを逸してしまい、結果的に手遅れとなり再生の機会を失ってしまう。無理に商売を続けていくために安値でなんとか受注を取りにいく現象が起こり赤字がますます拡大。結果的に倒産に追い込まれる。このことは業界全体にも影響し、一つの企業が安値で受注をしたことによりその価格が業界の基準単価となってしまう同業者まで厳しい状況に追い込まれてしまう。

### 事例②～組合員全員を保証人にしたため共同店舗の新陳代謝に支障

●協同組合が共同店舗事業を実施する際、県から高度化事業資金を借りた。債権者の県としては理事長等の組合役員1名以上の保証があれば融資が可能となるとしているが、理事長1人がすべての借り入れの保証を背負うのは不公平でありかつ負担も大きいという理由から、組合としては組合員全員が個人保証することにした。結果として、新規に組合員になり出店する際は必ず保証人とならなくてはならず、そのことがネックで共同店舗の新陳代謝に支障をきたしている。(組合内部の問題)

### 事例③～役員個人の保証が必要なため今後の設備投資計画に支障

●アーケードを所有している商店街組合。設置から20年余りが経過し大規模なリニューアルを計画しているが、資金調達の一つの手段として金融機関からの借入を検討している。しかし、この20年で商店街の役員も大きく代替わりをしていること等から、今後の借入に伴う個人保証には否定的な意見も散見される状況であり、このまま計画を進めた場合、役員の引き受け手がいなくなってしまう。(特にアーケードに関しては組合の所有物である一方、地域全体の公共的財産であるという意味合いも大きい。)